

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇選管告示

目 次

県議会議員の一般選挙の執行

右選挙における選挙長及びその職務代理者

投票用紙の様式等

県議会議員の一般選挙と東伯郡北条町の教育委員会の定例選挙に際して調製する補充選挙人名簿の調製期日等

県議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出の制限額

開票区の設定

米子市の議会の議員等の選挙における開票区

◆鳥取市選挙・鳥取市選挙区選挙の選挙会の場所等
区選挙長告示

◆倉吉市

◆米子市

◆岩美郡

◆八頭郡

◆氣高郡

東伯郡
西伯郡

八頭郡

岩美郡

米子市

倉吉市

東伯郡

西伯郡

八頭郡

日野郡

東伯郡

西伯郡

八頭郡

日野郡

東伯郡

西伯郡

八頭郡

日野郡

東伯郡

西伯郡

八頭郡

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時条例に關する法律(昭和三十年法律第二号)第一条第一項の規定により、鳥取県議会の議員の一般選挙を昭和三十一年四月二十三日に執行する。

米子市	選 挑 長	米子市内町七二番地	後藤市右衛門
岩美郡	同職務代理者	米子市中町八一一番地	佐野善一
八頭郡	選 挑 長	鳥取市庖丁人町九番地	加納勝巳
氣高郡	同職務代理者	岩美郡岩美町大字岩本三七八番地	鳥取市東町一一番地
東伯郡	選 挑 長	鳥取市行徳六九番地	鳥取市東町一一番地
西伯郡	同職務代理者	鳥取市立川町二丁目四五番地	鳥取市東町一一番地
日野郡	選 挑 長	鳥取市寺町一五番地ノ四	鳥取市東町一一番地
同職務代理者	選 挑 長	八頭郡八上村大字曳田五九五番地	岸本千國雄
同職務代理者	選 挑 長	東伯郡北条町大字松神七六三番地	坂口福藏
同職務代理者	選 挑 長	倉吉市中江一八三番地	田中万壽太
同職務代理者	選 挑 長	米子市久米町三九番地	鳥取市東町一一番地
同職務代理者	選 挑 長	米子市角盤町三丁目七二番地	鳥取市東町一一番地
同職務代理者	選 挑 長	米子市日ノ出町七番地	鳥取市東町一一番地
同職務代理者	選 挑 長	米子市灘町二丁目五一一番地	鳥取市東町一一番地
手島孝道	藤田堯通	米子市角盤町三丁目七二番地	鳥取市東町一一番地
山田四郎	平岩照耳	米子市角盤町三丁目七二番地	鳥取市東町一一番地
日野郡	日野郡	日野郡	日野郡

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

明和三十一年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

卷之四

選舉へ至る議員の數
六人

倉吉市
米子市
岩美郡
八頭郡
氣高郡

選 拳 区	職 名	住 所	氏 名	選挙長の執務場所
鳥取市	選 拳 長	鳥取市吉方二九八番地	平 尾 富 治	鳥取市西町二九〇番地
	同職務代理者	鳥取市東町二区二一七番地	西 尾 綱 平	
倉吉市	選 拳 長	倉吉市河原町一、九六九番地	小 川 貞 壽	
同職務代理者	倉吉市東町三五七番地ノ一			
河崎益太郎				倉吉市堺町二丁目二五 二番地

烏取縣選舉管理委員會告示第三十二號

昭和三十一年四月二十三日執行の鳥取県議会の選舉の一結果、選舉における選舉長及び選舉長職務代理者をそれぞれ次
のとおり選任した。

鳥取県選挙管

昭和三十年四月三日

昭治三十一年四月

のとおり選任した。

選挙における選挙員

田和三公四月二

昭和三十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会

田異君

日
母
那

西伯郡

東伯郡

昭和三十年四月三日

鳥取県選舉管理委員会告示第三十四号

昭和三十年四月二十二日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙及び右選挙と同時に行はれる予定の東伯郡北条町の教育委員会の委員の定例選挙に際して調製する補充選挙人名簿の調製、縦覽、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十年四月三日

二 申請期間及び申請の方法

昭和三十一年四月十一日から四月十三日までの間に住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること

三
講製期間

昭和三十年四月十六日から四月十八日まで

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を次のとおり定める。

卷之三

鳥取県選舉管理委員会委員長 武井正知

投票用紙の様式

鳥取県選
挙管理委
員会之印

備考 投票用紙は赤刷りとし、これにおすべき印は刷入式とする。

一 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は
当該市町村の選舉管理委員会の印とする。

選挙区	鳥取市	倉吉市	米子市	岩美郡	八頭郡
候補者一人につき支出できる選挙運動費用の制限額	一六六、四〇〇円	一七一、四〇〇円	一五三、一〇〇円	一一七、六〇〇円	一四九、九〇〇円

西伯郡	東伯郡	氣高郡
汗入開票区	箕蚊屋開票区	第一開票区
大所宇田山子	大春江村	第二開票区
高和村	吉津村	第三開票区
村村	村村	第七、第八、第九、第十、第十七、第十八、第十九、第二十投票区
村村	村村	八頭郡
村村	村村	岩美郡
村村	村村	氣高郡
村村	村村	東伯郡
村村	村村	西伯郡

郡市名	開票区名	区域
鳥取市	第一開票区	第一、第二、第三、第四、第五、第十一、第十二、第十四、第十五、第十九、第二十、第二十五、第三十一投票区
米子市	第二開票区	第六、第七、第九、第十、第十三、第十六、第十七、第十八、第二十、第二十七、第二十三、第二十四投票区
島取市	第三開票区	第二十六、第二十七、第三十、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、三十九、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五投票区
	第四開票区	第二十八、第二十九、第三十、第四十、第四十一、第四十二投票区
	第五開票区	第三十二、第三十三、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、四十八、第四十九、第五十、第五十一投票区
	第一開票区	第一、第二、第三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七投票区
	第二開票区	三投票区
	第六、第七、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十投票区	第四、第五、第六、第十一、第十二、第十三、第二十四、第二十五、第二十六投票区

市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区

昭和三十年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定に基き、市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区(昭和三十年鳥取県選挙管理委員会告示第十五号)を次のように改める。

00570

00559

市名	開票区名	区域
米子市	第一開票区	第一、第二、第三、第十四、第十五、第十六投票区
	第二開票区	第四、第五、第六、第十一、第十二、第十三投票区
	第三開票区	第七、第八、第九、第十、第十七投票区
	第四開票区	第二十五投票区
第六開票区	第十八投票区	

米子市の長の選挙並びにこれと同時に行うことができる他の選挙に適用する開票区

選挙区名	開票区	区域
鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号	昭和三十年四月三日	鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、昭和三十年四月三十日執行の米子市の議会の議員及び長の選挙並びにこれと同時に行うことのできる他の選挙に限り、議會議員の選挙については米子選挙区の区域を、長及びこれと同時に行うことのできる他の選挙については米子市の区域を分けてそれぞれ次とのおり開票区を設定する。

倉吉市選舉区選舉長告示第一号 昭和三十年四月三日

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の倉吉市選舉区選舉における選舉会の場所及び日時を次のように定める。

倉吉市選舉区選舉長告示

鳥取市選舉区選舉長告示第一号

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員鳥取市選舉区選舉
選舉長 平 尾 當 治

一 場 所 鳥取市西町二九〇番地 鳥取市役所
二 日 時 昭和三十年四月二十六日午後一時

鳥取市選舉区選舉長告示

鳥取市選舉区選舉長告示第一号

鳥取県議会議員倉吉市選舉区選舉
選舉長 小 川 貞 寿

一 場 所 倉吉市堺町二丁目二五二番地 倉吉市役所
二 日 時 昭和三十年四月二十六日午後一時

昭和三十年四月三日

倉吉市選舉区選舉長告示

鳥取市選舉区選舉長告示第一号

昭和三十年四月三日

鳥取市選舉区選舉長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の倉吉市選舉区選舉における選舉会の場所及び日時を次のように定める。

岩美郡選舉区選舉長告示

選舉長 後藤 市右衛門

一 場 所 米子市中町二〇〇番地 米子市役所
二 日 時 昭和三十年四月二十六日午後一時

第七開票区	第十九投票区
第八開票区	第二十投票区
第九開票区	第二十一投票区
第十開票区	第二十二投票区
第十一開票区	第二十三投票区
第十二開票区	第二十四投票区
第十三開票区	第二十七投票区
第十四開票区	
第十五開票区	
第十六開票区	
第十七開票区	
第十八開票区	

岩美郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の岩美
郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように
に定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員岩美郡選挙区選挙

選挙長 加納勝巳

一 場所 鳥取市東町一五六番地 鳥取県會議事堂

二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

八頭郡選挙区選挙長告示

八頭郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の八頭
郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のよ
うに定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員八頭郡選挙区選挙

選挙長 森岡愛吉

選挙長 坂口福蔵

郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のよう
に定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員東伯郡選挙区選挙

選挙長 中本健治

一 場所 倉吉市仲之町七三七番地 中部地方事務所
二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

西伯郡選挙区選挙長告示

西伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十二日執行の鳥取県議会の議員の西伯
郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のよう
に定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員西伯郡選挙区選挙

選挙長 平岩照耳

一 場所 米子市東町九七番地 西部地方事務所
二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取市選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の鳥取
市選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会
人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、
次のとおりとする。

氣高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員氣高郡選挙区選挙

選挙長 坂口福蔵

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員鳥取市選挙区選挙

選挙長 平尾 審治

一 場所 鳥取市西町二十九〇番地 鳥取市役所

二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

倉吉市選挙區選挙長告示

倉吉市選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の倉吉市選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会

人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年年四月三日

鳥取県議会議員倉吉市選挙区選挙

選挙長 小川貞寿

一 場所 倉吉市塙町二丁目二五二番地 倉吉市役所

二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

米子市選挙區選挙長告示

鳥取県議会議員米子市選挙区選挙

選挙長 後藤市右衛門

一 場所 米子市中町二〇番地 米子市役所

二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

岩美郡選挙區選挙長告示

岩美郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の岩美郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会

人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年年四月三日

鳥取県議会議員岩美郡選挙

選挙長 後藤市右衛門

一 場所 米子市中町二〇番地 米子市役所

二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

次のとおりとする。

昭和三十年年四月三日

鳥取県議会議員岩美郡選挙

選挙長 加納勝己

一 場所 鳥取市東町一番地 東部地方事務所

二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

気高郡選挙區選挙長告示

気高郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の気高郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会

人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年年四月三日

鳥取県議会議員気高郡選挙

選挙長 坂口福蔵

一 場所 鳥取市東町一番地 東部地方事務所

二 日時 昭和三十年年四月二十一日午後一時

八頭郡選挙区選挙長告示

八頭郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の八頭郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会

人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年年四月三日

鳥取県議会議員八頭郡選挙

選挙長 森岡愛吉

一 場所 鳥取市東町一番地 東部地方事務所

二 日時 昭和三十年年四月二十一日午後一時

東伯郡選挙區選挙長告示

東伯郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の東伯郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会

人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、

次のとおりとする。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員東伯郡選挙区選挙

一 場所 倉吉市仲之町七三七番地 中部地方事務所

二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

西伯郡選挙區選挙長告示

西伯郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の西伯郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、

次のとおりとする。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員西伯郡選挙区選挙

選挙長 平 岩 照 耳

一 場所 米子市東町九七番地 西部地方事務所

二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

発行日 火、金

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

日野郡選挙區選挙長告示

日野郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の日野郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、

次のとおりとする。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙

選挙長 手 島 孝 道

一 場所 米子市東町九七番地 西部地方事務所

二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時